

200W超のアマチュア局の新スプリアス規格への対応

200W超の無線設備について、新スプリアス規格への適合を確認する方法が増えました。
(使用期限(令和4年11月30日)を超えて継続使用されたい場合は、以下のいずれかの方法で対応してください。)

200W超の無線設備^{※1}を使用している場合

※1: エキサイタ(主として200W以下のトランシーバー等)とリニアアンプの組合せ(装置番号毎)

総合通信局等に
「届出書等」の提出が必要です。^{※2}

※2: ただし、「平成17年12月1日以降に実地検査^(注)を受けた無線設備」であって、かつ、「検査時のまま無線設備構成を維持している場合」に限り、手続きは不要です。

(注) 総務省による検査又は登録検査等事業者による点検。(当該検査時において、「旧スプリアス」規格による測定を希望した場合を除く。)

← 選択可能になります →

確認保証による方法

200W超の無線設備について、保証業務を行う者による新スプリアス適合確認が可能になります。

保証業務を行う者のスプリアス確認保証^{※3}を受ける

※3: [保証実施者のH.P.](#)をご確認ください。

測定による方法

従来の、200W超の無線設備の新スプリアス適合確認方法です。

免許人・メーカー・免許人から委託を受けた者が特性を測定したデータを添付して、「届出書」^{※4}を総合通信局等に提出

※4: 「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書」の様式は[総務省H.P.](#)から入手できます。